

# 企画競争実施の公示

令和2年7月22日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「【事業者支援④】農山漁村滞在観光地づくり支援事業」

### (2) 業務内容

別紙、説明書による。

### (3) 履行期限

令和3年3月10日(水)

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL:0859-21-1502 / FAX:0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値

- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和2年8月3日(月)12時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 1,000万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 福間、中村、米村)
  - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
  - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「【事業者支援④】農山漁村滞在観光地づくり支援事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

## 3. 業務の目的

山陰のインバウンド宿泊を底上げする為に、日本らしさが色濃く残る魅力的な「農山漁村」エリアに「売れる商品」を創出する。当該エリアにおいては、基点となる古民家の活用等に加え、エリア内の「体験」「交流」をキーワードにしたプログラムを組み合わせることにより、エリア内の魅力を高める。

本事業では、農山漁村エリアでの2泊3日程度の滞在促進につながる商品を造成し、流通させ、観光消費の拡大に結びつける。

## 4. 業務の内容

### (1) 重点農山漁村の設定

農山漁村の活性化を目的に、当機構がこれまで実施してきたセミナーやモニターツアー等によって得られた知見や連携協定を結ぶ大手民泊サイト運営会社の意見等を基に、重点的に取組むエリアを設定する

重点エリアの基本要件は、以下を想定している

- ① エリア全体のマネジメントを行う自立的な組織等があること
- ② 民泊事業者、宿泊施設が既に複数あること
- ③ 外国人対応できる人材がいる(仕組みがある)こと

エリアの設定にあたっては、当機構との協議を踏まえ決定すること。

尚、これまでに農山漁村滞在推進セミナー及びモニターツアー等実施したエリアについては、別表1の通りであるので参考とすること。

### 《目標と成果の指標》

重点農山漁村候補の抽出：5エリア以上

重点農山漁村取組みエリア：3エリア以上

### (2) グローバル Web サイトによる情報発信等を活用した販売計画策定

- ①各農山漁村エリアのターゲットにどのような形で販売していくかなどを事前に検討、整理を行い、グローバル Web サイトのページ作成に繋げること。
- ②グローバル Web サイトでの PR 等により得られたデータ等を活用し、各エリアの販売計画を策定すること。  
なお、当機構においては、グローバル Web サイトで重点農山漁村の魅力を伝える専用ページを設け欧米豪のマーケットを意識した PR を行うこととしている。  
受託事業者においては、機構の求めに応じて必要な情報を提供すること。

《目標と成果の指標》

販売計画の立案：3本以上

(3) 旅行商品の企画・販売促進

- ①各エリアで創出した売れる商品については、テストマーケティング等により課題を抽出し、改善を図ること。
- ②持続的に供給できる体制の構築を目指して、改善した商品はエリア内の事業者間等で情報共有を図り、地域を挙げた取組となるような対策を講ずること。
- ③創出した商品を流通に繋げ、販売促進に取組むこと。
- ④山陰エリア内の長期の周遊滞在を促進するために、③で創出した商品をつなぎ合わせたモデルコースを企画の上、旅行会社等に対して提案し、次年度以降の商品化につなげること。

《目標と成果の指標》

モデルコースの作成：3本以上

商品化件数：3件以上

※各業務においては、都度、当機構に報告のもと必要に応じ協議等を行い実施すること。

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和3年3月10日（水）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

- (1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。

(参考：別表1)

<鳥取県>八頭郡八頭町

西伯郡大山町

南部町

日野郡日南町

日野町

江府町

鳥取市佐治町

倉吉市関金町

岩美郡岩美町

<島根県>

仁多郡奥出雲町

雲南市

大田市

邑智郡邑南町

